令和８年（再イ）第３４号
愛知県犬山市大字橋爪字中島２番地　村田機械Ｂ３棟507
再生債務者　山口　剛典
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月８日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年10月30日
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第４４号
愛知県江南市古知野町久保見195番地　バンベール江南102号
再生債務者　尾関　彩海
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月27日まで
令和８年10月30日
名古屋地方裁判所一宮支部

小規模個人再生による再生手続廃止

令和７年（再イ）第１９６号
横浜市戸塚区深谷町671番地62
再生債務者　仲宗根昇ことロハス　ナカソネ　アベル　ノボル（ＲＯＪＡＳ　ＮＡＫＡＳＯＮＥ　ＡＢＥＬ　ＮＯＢＯＲＵ）
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
令和８年10月29日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再口）第４号
鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1491番地４
再生債務者　竹島　　操
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月10日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和８年（再口）第７号
仙台市若林区南小泉４丁目15番８号　アイリーコート南小泉104（従前の住所）宮城県遠田郡涌谷町字長柄町39番地２
再生債務者　大沼　将司
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月26日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月10日から令和８年12月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和７年（再口）第１５号
神奈川県綾瀬市深谷上５丁目24番39号
再生債務者　山野　大輔
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年９月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月30日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再口）第７号
さいたま市緑区大字中尾1757番地１
再生債務者　郡島　典幸
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月28日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再口）第５号
愛知県春日井市花長町１丁目１番地５
再生債務者　山口　博史
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月29日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再口）第４号
兵庫県宝塚市中筋１丁目11番11号　コンフォート中筋105
再生債務者　植山　　恵
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月29日
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和８年（再口）第２１号
大阪府東大阪市神田町３番10号
再生債務者　青木みのり
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月26日まで
令和８年10月29日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再口）第３号
神奈川県茅ヶ崎市堤3266番地１
再生債務者　前川峰太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再口）第３号
仙台市太白区日本平41番８号
再生債務者　本名　健一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月29日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再口）第２号
佐賀市本庄町大字正里30番地５
再生債務者　緒方　秀史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（再口）第２号
神奈川県座間市立野台３―20―28　ソリッドファイン座間201（住民票上の住所）川崎市宮前区犬蔵３丁目２番33号　サンシャインヒル宮前207
再生債務者　後藤　　彰
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月27日
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（再口）第９号
広島市安佐北区あさひが丘２丁目８番27号
再生債務者　松村　侑紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再口）第２号
高知市竹島町71番地２
再生債務者　宮本健太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月30日
高知地方裁判所民事部個人再生係

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。